

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律 抜粋 ・ 資料

(国の責務)

第三条 国は、木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、一般の利用に供されるものであることその他の前条第一項第一号に掲げる建築物の性質にかんがみ、木材に対する需要の増進に資するため、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

～略～

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動等に関し、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第六条 国民は、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第七条 農林水産大臣及び国土交通大臣は、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

～略～



公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針
農林水産省、国土交通省告示第3号
平成22年10月4日

(都道府県方針)

第八条 都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針(以下「都道府県方針」という。)を定めることができる。

2 都道府県方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

～略～



県有施設の木造化・木質化等に関する指針(埼玉県)
平成15年11月15日埼玉県知事決裁
平成23年 2月23日改正

(市町村方針)

第九条 市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができる。

2 市町村方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

～略～



市町村木材利用方針の策定状況
(平成28年7月31日現在)
全国:1,741市町村の内、1,519が策定済み
策定率・87%
埼玉県:63市町村の内、32が策定済み
策定率・51%



越谷市 市有施設の木造化・木質化に関する方針(案)の策定

以下 略